

4 通級による指導

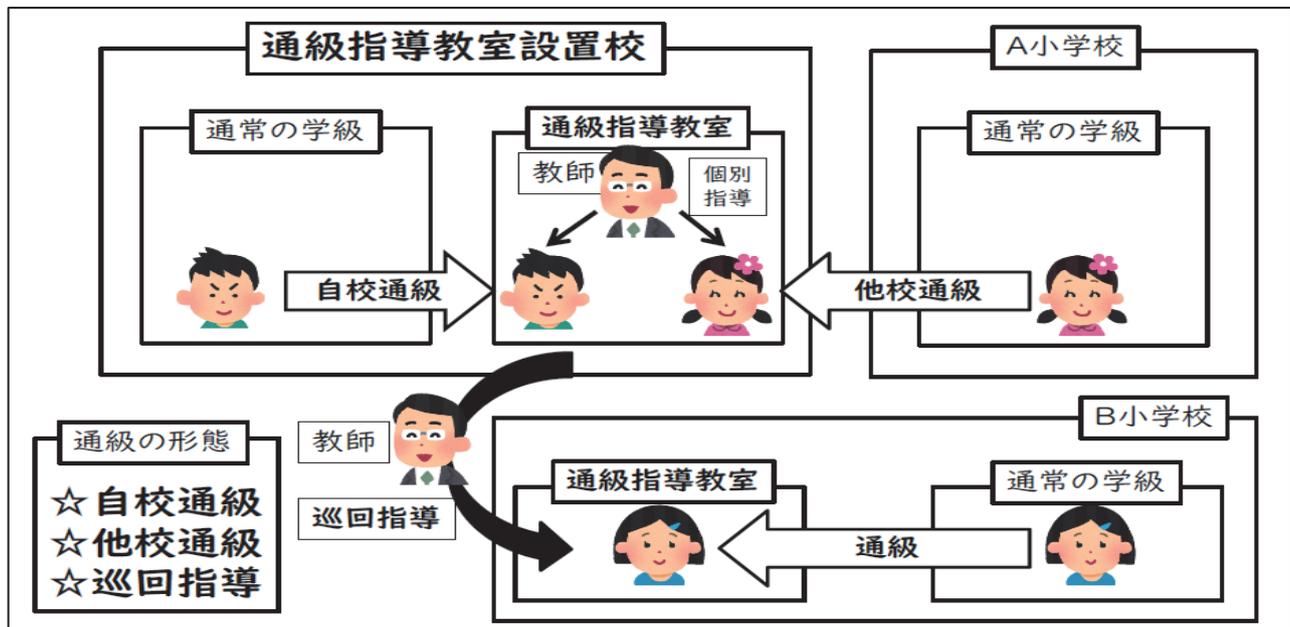
(1) 通級による指導とは

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、**障がいに応じた特別の指導**を通級指導教室といった特別の場で受ける指導形態のことをいいます。

障がいに応じた特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導です。自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。

通級による指導の実施形態には、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通って指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」があります。

通級による指導の実施形態



<鳥取県における通級指導教室の設置状況> (令和3年5月1日現在)

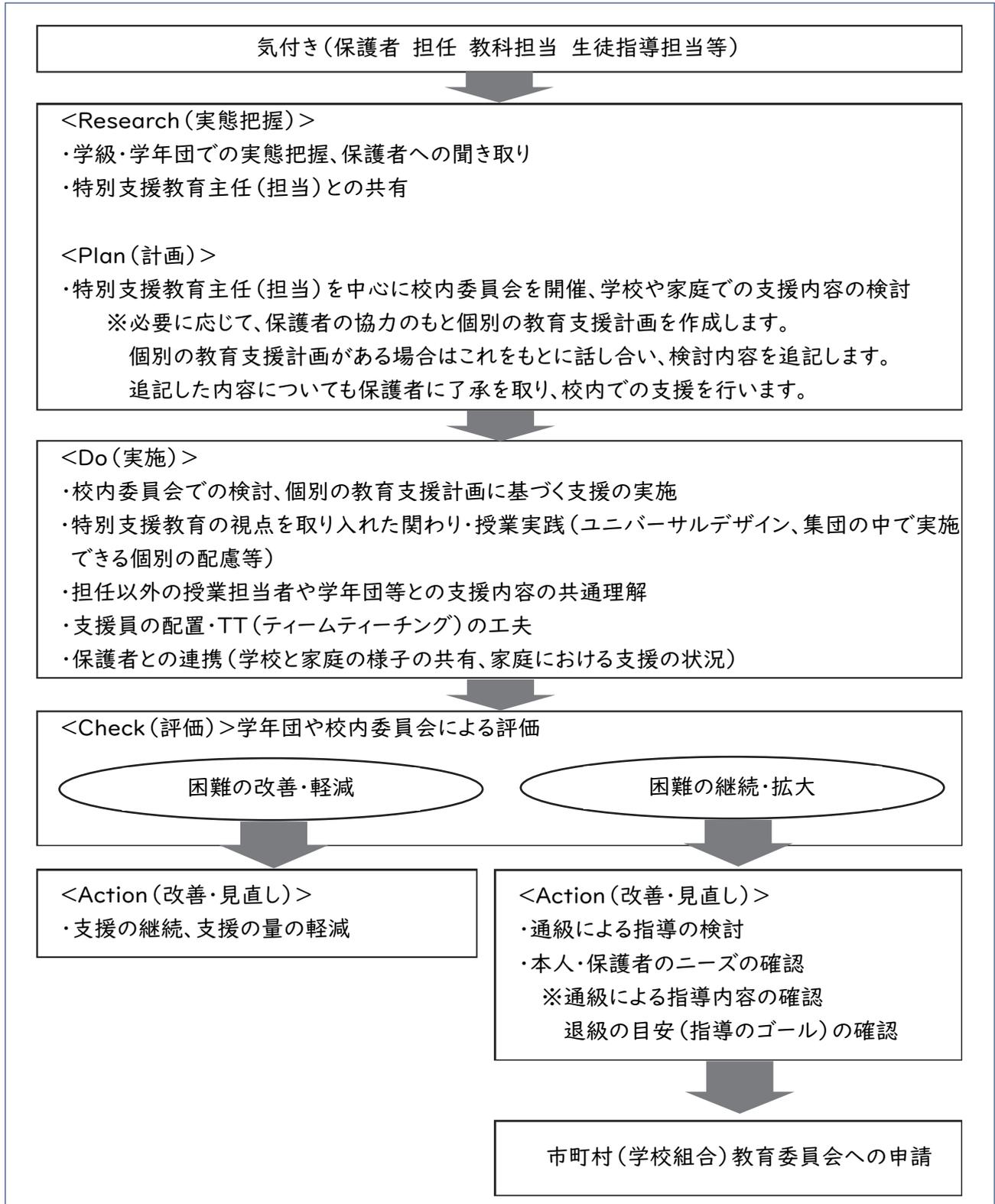
設置学校	対象	障がい種	実施形態	入級・退級判断
市町立小学校 市町立中学校	市町(学校組合)立学校の児童生徒	言語障がい 発達障がい	自校 他校 巡回	在籍学校の市町(学校組合)
県立特別支援学校	市町村(学校組合)立学校の児童生徒(※)	難聴 言語障がい 発達障がい	他校 巡回	在籍学校の市町村(学校組合)
県立高等学校	設置学校の在籍生徒	発達障がい	自校	設置学校

※県立特別支援学校における言語障がい、発達障がいの通級による指導は、原則として、通級指導教室の設置のない市町村(学校組合)立学校の児童生徒を対象に実施します。

(2) 入級・退級

入級に当たっては、児童生徒の障がいの状態や障がいによる学習上又は生活上の困難の状況、本人・保護者のニーズ等を把握するとともに、校内委員会による継続的な関わりと通常の学級における指導・支援を踏まえて検討することが重要です。また、どのような力が身に付いたら退級するのかという指導のゴールを、入級前に関係者で共通理解しておくことが重要です。

「通級による指導を開始するまでの流れ」(市町村(学校組合)立学校の児童生徒の場合)



(3) 特別の教育課程

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び141条に基づき、特別の教育課程が規定されています。

<学校教育法施行規則 第140条>

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者
- 五 難聴者 六 学習障害者 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う

鳥取県では、以下の通級による指導を行っています。（令和3年5月1日現在）

- 言語障がい 難聴 発達障がい

また、特別な教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えることができます。（平成5年文部省告示第7号）

<教育課程に加える場合>

- ・放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定する。
- ・全体の授業時数は、他の児童生徒に比べて増加する。

<教育課程の一部に替える場合>

- ・他の授業が行われている時間に、通級による指導の時間を設定する。
- ・全体の授業時数は増加しないため、児童生徒の負担軽減になる。
- ・高等学校においては、教育課程の共通性に著しい支障を生じさせないよう、必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動、専門学科における専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」に替えることはできない。

<通級による指導の授業時数>

- ・小・中学校においては、年間35～280単位時間以内の範囲
（学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒は年間10～280単位時間以内）
- ・高等学校においては、年間7単位を超えない範囲

<学校教育法施行規則 第141条>

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

児童生徒が他校通級を受ける場合、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在籍する学校の特別の教育課程にかかる授業とみなすことができるとした規定です。

(4) 指導の実際

① 言語障がい

<対象>

言語障がいの状態は様々ですが、口唇口蓋裂、構音器官のまひ等気質的及び機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童生徒が対象です。

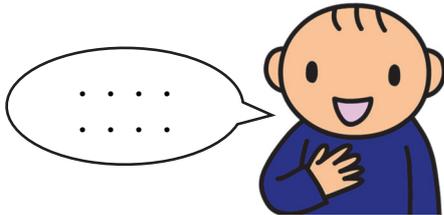
<指導内容>

正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導、話し言葉の流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方に関わる指導等が考えられます。

また、言語の障がいは、対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等も必要になります。

<関係機関との連携>

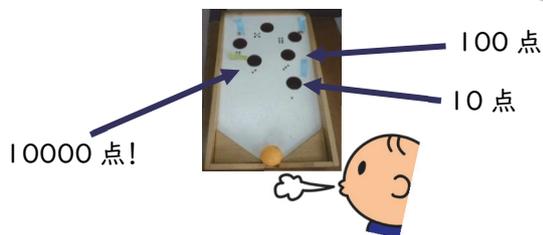
学校や生活場面において発音・発話やコミュニケーションなどへの配慮が必要であり、学級担任及び家庭との密接な連携が必要です。器質的な障がいのある児童生徒には、医療機関等との連携を図ることも大切です。



安心して話せる関係や環境をつくり、「話し方に特徴があっというんだ」という気持ちを育てます。言語障がいの児童生徒には、心理面のサポートが大変重要です。



家族の思いをよく聞き、気持ちに寄り添います。家庭と連携し、本人が話すことを楽しむ経験を積み上げます。



息を吹きかけてピンポン玉を転がし、目的の穴に入れて得点を競うゲームでは、楽しみながら息を吹く強さのコントロールを学習することができます。



口唇や舌、頬等の言葉を話す為に必要な器官の意図的な運動を取り入れる場合もあります。鏡の前に教師と一緒に座り、舌の形を確認しながら、舌の力の抜き方や動かし方を練習します。

※実態把握に基づいて指導するため、言語障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

②難聴

<対象>

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

障がいの程度の判断に当たっては、専門医による聴覚障がいに関する診断結果に基づき、難聴となった時期を含め生育歴、言語発達の状況等を考慮して、総合的に行うよう留意します。

<指導内容>

まずは、保有する聴覚の活用が優先されます。保有する聴覚の活用にあたっては、補聴器等を適切に装用する指導、聴覚学習として聞く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導等が必要になります。

言語指導にあたっては、発音・発語の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。

<学習形態>

個別指導を原則とし、必要に応じて集団指導を組み合わせることが適切です。

例えば、言語指導における発音・発語の指導や音声等の聴取及び弁別の指導等は、その指導内容が個人に即することが必要であるため、個別指導が中心となります。グループ指導は、ルールや常識等を理解するための集団指導や、難聴やその特性などを理解したり話し合ったりする活動等において行われることが多いです。



電池チェッカー ブラシ

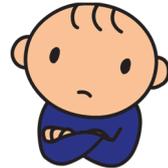
指導は補聴器等のチェックから始まります。補聴器の電池残量の確認や掃除をし、最適な状態で補聴器が使用できるように、自分で管理する力を高めます。

音声「明日は4時10分に出発します。」

よじ じっぷん？

よじ にじっぷん？

ごじ じっぷん？



相手の顔（口元）を見て、話の始めから終わりまで聞く習慣を身に付けます。聞き取る練習に併せて、自分の聞き取りにくい音を知ったり、相手に話の内容を確認する力を高めたりします。



鏡の前に教師と一緒に座り、口形や舌の状態を確認しながら、発音・発語の指導をします。自己の聴覚によるフィードバックが難しいため、教師によるフィードバックや、視覚や触覚を使う教材・教具、指導方法を工夫します。



「き」の発音が苦手な場合には、視覚的に発音要領を意識させながら、色々な音との組み合わせや、単語や文での発音練習をします。

※実態把握に基づいて指導するため、難聴のある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

③発達障がい

<対象>

○自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

○OLD(学習障がい)

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

○ADHD(注意欠陥多動性障がい)

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

※自閉症やLD、ADHDの障がいの特性を併せ有する場合もあり、指導には留意が必要です。

<指導内容>

○自閉症

他者と社会的な関係を形成することに困難を伴うため、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けるための個別指導や身に付けたことを一般化するための小集団での指導を行います。感覚の過敏さや鈍感さがある場合は、自分の感覚の特性に気付き、自分で工夫する技能を身に付けるための指導も行います。

○OLD(学習障がい)

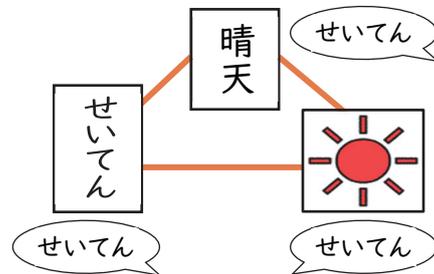
自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、音読が苦手な場合は、書いてある文字の音や意味をすばやく思い出しながら音読したり、細かな違いの見極めが難しいときに漢字を大きく表したりして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導があります。

○ADHD(注意欠陥多動性障がい)

LDの児童生徒と同様に、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、衝動性や多動性のある児童生徒に対しては、指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導などがあります。

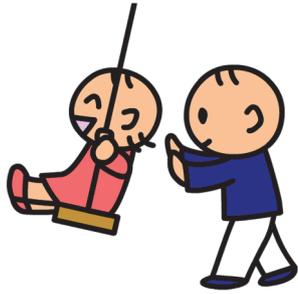


相手の表情から気持ちを読み取ったり、自分の気持ちを表現したりすることが難しい場合に、表情カードにエピソードを加えて考えたり表現したりします。

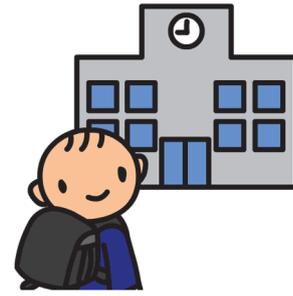


読むことが苦手な児童生徒には、文字と読みとイメージをセットにして、読む練習をします。自分で絵を描いたり画像を選んだりすることで、イメージしやすくなります。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。



友達の話や活動をさえぎってしまう場合は、要因（ルールの理解、行動や欲求のコントロール等）を明らかにした上で、図等を使いながらルールの内容と意義を理解したり、相手の気持ちをロールプレイで考えたりします。また、何かやりたいときには、まずは手を挙げる等の指導も行います。



忘れ物が多い場合には、興味の有無や、日常的なものとそうでないもので違いがあるのか等の実態を把握する必要があります。その上で、実態に合ったメモの取り方や、忘れにくい方法（所定の場所に入れる、生活のルーティーンに入れる等）を指導し、家庭と連携しながら取り組むようにします。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

<通級担当教員と通常の学級の担任との連携>



- 通級担当教員は、当該児童生徒の個別の教育支援計画の作成について、専門的な観点から協力します。
- 通常の学級の担任は、通級担当教員と連携し、個別の指導計画に、通常の学級での指導内容と通級による指導における指導内容を記載し、通級による指導における効果が、通常の学級においても波及するようにします。
- 通級担当教員は、通級による指導の進捗状況等について、連絡帳等を活用して、通常の学級の担任と随時情報交換を行います。時には、連絡帳だけでなく、通常の学級の担任が通級による指導を参観し、指導の様子や児童生徒の成長を共有することも大切です。
- 逆に、通常の学級の集団指導において、通級担当教員が直接児童生徒を支援する場合があります。その際は、支援する児童生徒へ個別に関わり過ぎることで、周囲からの孤立感等が生まれにくいよう、十分配慮します。
- 他校通級の場合、担任等が通級による指導の様子を知る機会が少なくなります。例えば、懇談日を活用し、在籍学校で通級による指導を公開し、保護者や通常の学級の担任、管理職、特別支援教育主任（担当）等と指導の様子や児童生徒の成長を共有する方法もあります。